

令和5年度愛媛県医療従事者応援手当補助金に関するQ & Aについて

1 すでに、新型コロナウイルスの患者等の診療等にあたる医療従事者へ手当を支給する規則を定めているが、当該補助金の対象基準に則り、新たに別の規則を定める必要があるか。

(答)

○新たに別の規則を定める必要はありませんので、規則改正によりご対応ください。

2 手当の支給にあたっては、必ず規則を定める必要があるか。

(答)

○必ずしも、規則に基づく手当の支給を求めるものではありませんので、各医療機関の実情に応じてご対応ください。

3 すでに基準額未満の手当を支給しており、規則等を改正の上、不足分を追給した場合も補助対象となるか。また、対象となる手当額は、追給額のみとなるか。

(答)

○基準額全額が補助対象となります。

4 手当の支給を交付要綱で定める一部の対象業務のみに限定した場合も、補助対象となるか。

(答)

○補助対象となりますが、当補助金の趣旨に鑑み、可能な限り全ての対象業務の医療従事者へ手当を支給いただきますようお願いします。

5 検体採取業務は抗原検査又はPCR検査の結果、陰性となった場合も対象となるか。

(答)

○対象となります。

(次ページあり)

6 交付要綱の施行前に手当を支給していた場合も補助対象となるか。

(答)

○令和5年2月1日以降の対象業務に対する手当であれば対象となります。

7 接する業務とは、どの程度の範囲までが対象となるか。

(答)

○防護服を着用するなど、感染の危険性がある範囲内まで患者等に接し、行われた業務が対象となります。

8 検体採取の際に合わせて、CT検査なども行った場合も対象となるか。

(答)

○検体採取業務の一環とし、対象となります。

9 入院中の陽性者のリハビリを行った場合も対象となるか。

(答)

○陽性者の診療の一環として、対象となります。

10 陽性者へ診療及び看護等を行った場合は4千円、感染の疑いのある者の検体採取業務等の場合は3千円の補助ということか。

(答)

○あくまでも、患者に直接触れているか又は対応時間が1時間を超えているかがポイントとなるため、陽性者への対応の場合でも、内容に応じて3千円の補助となる場合があります。

ア：身体に直接接触する場合や長時間にわたり接する業務の場合は4千円

イ：それ以外の場合は3千円

(例)

・陽性患者のCT検査を行ったが直接は触れていない場合

⇒ 身体に直接接触していないため、イ：3千円を適用

・疑い患者の検体採取補助業務に1時間以上従事した場合

⇒ ア：4千円を適用

(次ページあり)

11 1日に複数の患者に対応した場合、その人数分補助してもらえるのか。例えば、従事者Aが感染防護具を着用し1日に5名の検体採取を実施した場合、4千円×5名＝2万円の補助となるのか。

(答)

○要綱別表1に記載のとおり、本補助金は、対象者（従事者）1人につき、1日当たり3千円又は4千円を基準額としているため、1人の従事者が複数の患者に対応しても、補助額は3千円又は4千円となります。

ご質問の例の場合、従事者Aの方に関する補助額は4千円となります。

なお、従事者Bが別において、従事者Aは2名、従事者Bは3名に対応した場合、従事者AとBのそれぞれに4千円の補助（計8千円）が可能です。

12 病院独自で感染確認検査を実施した場合に行われた検体採取業務も対象となるか。

(答)

○本補助金は、行政検査として実施する検査の検体採取業務を対象としており、病院独自で実施した検査については対象外です。なお、医療機関が行政検査としての検体採取業務を実施するためには県と医療機関との間で行政検査に関する委託契約を締結する必要があります。

(行政検査として行う検体採取については公費の対象となります。)

13 当補助金はいつまで継続されますか。

(答)

○令和5年度事業は、令和5年2月1日から令和5年5月7日までに行われた業務を対象としています。5月8日以降に実施された業務は対象外です。